

静岡県立大学短期大学部附属図書館の静岡県立大学教職員及び学部生・大学院生利用
細則

平成 28 年 7 月 21 日 細則 51 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県立大学短期大学部附属図書館利用規程第 18 条に基づき、静岡県立大学短期大学部附属図書館（以下「図書館」という。）における静岡県立大学教職員及び学生の利用に際して、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第 2 条 図書館は、静岡県立大学教職員及び学生が利用できるものとする。

(利用手続)

第 3 条 図書館を利用する者は、本人であることを確認できる職員証又は学生証を携帯し、図書館職員から求められたときは、これを提示しなければならない。

(館内利用)

第 4 条 図書館を利用できる範囲は、静岡県立大学短期大学部附属図書館利用規程（以下「利用規定」という。）によるものとする。

(館外利用)

第 5 条 館外貸出図書の冊数及び期間は、次の表のとおりとする。

区分	貸出冊数	貸出期間
静岡県立大学の学部生	15 冊以内	2 週間以内
静岡県立大学の大学院生	20 冊以内	4 週間以内
静岡県立大学の教職員	無制限	4 週間以内

- 2 館外貸出は、本学の教育研究に支障のない範囲とする。ただし図書館長が特に必要と認めるときは、条件を付して許可することができる。
- 3 貸出冊数は、静岡県立大学附属図書館の貸出冊数との合算とする。

(利用心得)

第6条 図書館を利用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用規程を遵守すること。
- (2) 静岡県立大学短期大学部附属図書館長の指示に従うこと。

附則

この細則は、平成28年7月21日から施行する。